

令和2年5月5日

学生みなさん

福岡県における緊急事態措置の延長について

標題のことについて、福岡県知事から「県民の皆さまへ5月31日までお願いしたいこと」が発表されました。

国は5月7日から31日までの間、引き続き全国を「緊急事態宣言」の対象とし、福岡県を含む13の「特定警戒都道府県」については、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、「引き続き、これまでと同様の取り組みが必要」であるとの基本的対処方針を明らかにしました。

このため、福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、できるだけ早期の事態の収束を目指して、引き続き、これまで実施してきた取り組みを、5月31日まで延長することが決定され、県知事から、あらためて、理解と協力のお願いがされました。

本学においても、大学構内の立入り制限を5月31日まで延長します。

延長に伴い、すでにお知らせしておりましたとおり、前期授業はオンライン授業により実施します。学生の皆さんには滞りなく5月11日からオンライン授業を受講できるよう、4月30日にお知らせした「オンライン授業受講のための準備のお願い」をご確認のうえ、学修環境の整備をお願いいたします。

参考：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/site/chiji-top/coronakaigi9.html>

日本赤十字九州国際看護大学 学長